

8 面会等の制限等（第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

（1）一時保護及び同意入所（※1）の場合にも、強制入所（※2）の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされたこと。

※1 同意に基づく里親委託を含む。以下同じ。

※2 同意に基づかない里親委託を含む。以下同じ。

（2）都道府県知事は、強制入所の場合において、（1）により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとされたこと。この命令の違反につき、罰則を設けるものとされたこと。

（1）面会・通信制限の対象拡大

- 現行制度においては、強制入所の場合、児童相談所長又は施設長は、保護者について児童との面会又は通信を制限することができることとされ、同意入所の場合において、強制入所への切替えを前提に一時保護を行ったときも含め、一時保護が加えられている児童について、強制入所の承認の申立てがあった場合は、家庭裁判所は、申立てにより、承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、審判前の保全処分として、面会・通信を制限することができることとされている。
- しかしながら、實際上、一時保護を行った直後に保護者が強引な児童の引き取りを行おうとしたり、保護者が施設入所措置には反対していないものの、子ども自身の心身の状況から判断して面会・通信を制限することが適当であるような場合もある。このため、今回の改正においては、一時保護、同意入所の場合についても、児童相談所長等が、保護者に対して面会・通信制限を行うことができることとされたものである。
- 後述するとおり、面会及び通信の全部を制限していることが、第12条の4による都道府県知事の接近禁止命令の要件とされていること等から、当該制限の状況が都道府県知事において把握できるよう、施設長が制限を行った場合又は行わなくなった場合には児童相談所長に通知するものとされている。
- また、今回の改正では、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。
- 併せて、今回の改正では、第12条の2第1項が改正され、同意入所から一時保護を経て強制入所とすることのできる要件について、従来の「保護者が児童との面会・通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童の保護に支障をきたすと認めるとき」を「保護者が児童の引渡しを求めること、保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるとき」とすることとされた。
これにより、面会・通信制限に従わないこと、その他の事情から当該児童について、当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが

困難であると認める場合には、児童相談所長は、強制入所への移行を前提として一時保護を行うことができることを明確にしたところである。

- なお、第12条の3については、第12条の2と異なり、同意入所を経ないで一時保護が行われている場合を想定し、今回新たに規定されたものである。

(2) 接近禁止命令の創設

- 現行制度では、児童相談所長等が保護者に対して児童との面会・通信を制限している場合であっても、これに反して保護者が学校への登下校時に児童に接触し、又は児童を強制的に連れ帰るような、施設外での接触・強制的引き取りの事例や、施設の外からハンドマイク等によって児童に呼びかける等の事例が見られるところであり、児童の安全や精神・心理面に与える影響が懸念されているところである。
このため、今回の改正においては、都道府県知事は、
 - ア) 強制入所の措置が採られ、
 - イ) 保護者について児童との面会及び通信の全部が制限されており、
 - ウ) 児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、保護者に対して、児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができる接近禁止命令の制度が創設された。この命令に違反した場合には、児童虐待防止法第17条により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとされている。
- 一時保護や同意入所の場合には、上記の要件アに該当しないため、接近禁止命令を命じることができない。このため、同命令が必要となる場合、第12条の2や第12条の3の規定に基づき、強制入所に移行していくことが必要となる。
- 禁止される保護者の行為である「児童の身辺につきまとい」とは、保護者がしつこく児童の行動に追随することをいい、「はいかい」とは、保護者が理由もなく児童の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。
なお、この「はいかい」については、児童の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないこととされている。
- 接近禁止命令は、6ヶ月を超えない期間を定めて行われる。
なお、この有効期間は、児童の保護のため特に必要がある場合には、6ヶ月を超えない期間を定めて更新することができるものとされている。
- 当該接近禁止命令は、特定の者を名あて人として、これに一定の作為・不作為の義務を課すものであることから、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分該当する。このため、同法第13条により、名あて人となるべき者について意見陳述の手続を執らなければならないが、同条によれば、当該命令に関して意見陳述のための手続としては、「弁明の機会の付与」を行えば足りることになる。
しかしながら、本条による接近禁止命令が、罰則を伴うなど面会・通信の制限以上に厳しい内容のものであること等を勘案し、都道府県知事は、保護者の権利保護の観点から、より手厚い手続である「聴聞」を特に行うこととしている。
また、接近禁止命令を行う場合、厚生労働省令で定める必要事項を記載した書面により行うことになる。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

- 接近禁止命令の要件たる強制入所の措置が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。

また、接近禁止命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、当該命令を取り消すことが必要である。

9 施設入所等の措置の解除（第13条関係）

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされたこと。

- 現行制度において、過去、保護者に対するアセスメントが十分でなく安易に施設入所の措置解除が行われて死亡につながった例が見られたことから、措置解除に際してのアセスメントを強化する必要性が指摘されていた。

このため、今回の改正においては、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果など厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならないとされたところである。

- これにより、措置解除に当たっては、より厳格なアセスメントの実施とともに、親子再統合に向け、より実効的な保護者指導の実施が求められることとなる。

なお、国においては、法第11条と本条を受けて、現場における保護者指導及び当該指導の効果に関する適切なアセスメントが行われるよう、その標準化の作業を進めることとしている。

10 関係機関等相互の情報提供（第13条の3関係）

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされたこと。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされたこと。

- 現行制度においても、同一の地方自治体内においては、要保護児童対策地域協議会の活用により円滑な情報交換・共有が図られてきているが、地方自治体をまたがって虐待対応を行っていた家庭が転居した場合などでは、例えば、児童相談所から前住所地の福祉事務所にケースの取り扱い状況を照会した際に、個人情報保護を理由にこれに協力してもらえないといった事例が生じており、地方自治体間の情報の交換・共有が課題となっていた。

- このため、今回の改正においては、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長等の情

報利用に相当な理由があるときは、これを提供することができる旨明確化されたものである。

ただし、この資料又は情報の提供により、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、このような資料・情報の提供が認められないことは言うまでもない。

11 都道府県児童福祉審議会等への報告（第13条の4関係）

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされたこと。

- 今回の改正により、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。
- 立入調査や一時保護は子どもの生命・身体の安全に直結する業務であり、その適正な実施を確保することは重要であることから、第三者機関である都道府県児童福祉審議会等にこれらの実施状況を報告することとされた。この場合、市町村等による立入調査、一時保護の実施等に係る児童相談所長（都道府県知事）への通知が行われた事例についての対応状況も、同審議会等に報告する必要がある。
- また、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事案については、今回の改正により法第4条第5項においてその事例の分析（検証）の責務が明確化されたことに伴い、これを担保すべく、都道府県知事による都道府県児童福祉審議会への報告の責務が規定された。
これは、重大事例の分析（検証）は、①第三者的立場の者が参加していること、②守秘義務が課せられていること等から、都道府県児童福祉審議会において実施することが適当と判断されたことによるものである。

第3 児童福祉法の一部改正関係

1 要保護児童対策地域協議会（第25条の2関係）

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとされたこと。

- 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が情報や考え方を共有し、適切に連携していくことが重要である。このような多数の関係機関から構成されるネットワークが有効に機能するためには、
 - ① 運営の中核となる機関を明確にするなど責任体制の明確化
 - ② 個人情報保護の要請が高まる中、医療機関、行政機関等の関係機関から児童の保護に必要な情報が円滑に提供されるためには、関係機関における情報の共有と個人情報保護の関係を明確にすることが必要である。

- このため、平成16年の児童福祉法の改正（平成17年4月施行）により、
 - ① 要保護児童等に関する情報の交換と支援の協力を行う機関として、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を法的に位置づけ、その運営の中核となる調整機関を置くこととし、
 - ② 協議会の構成員に守秘義務をかけた上で、関係機関に情報の提供等を求めることができることとするなどの措置が講じられている。

- しかし、この要保護児童対策地域協議会の設置をどのような体制の下で実施するかについては、各地方公共団体が判断すべきものであることから、同協議会については地方公共団体に設置することができる旨規定されるにとどまっていた。
それでも、序々にではあるが要保護児童対策地域協議会の設置は進展しており、平成19年3月31日現在において、約85%の市町村において同協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置される見込みとなっている。

- しかしながら、こうした連携組織を未設置の市町村があるほか、守秘義務が課せられる同協議会に移行せず、虐待防止ネットワークにとどまっている市町村も見られるところである。このため、今回の改正においては、要保護児童対策地域協議会の設置について、これまで法律上「置くことができる」とされていたのを改め、「置くよう努めなければならない」と努力義務とされたものである。

- 国においては、本年5月18日、要保護児童対策地域協議会の設置・運営に必要なノウハウ等を取りまとめた「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」を公表しており、今後、全市町村において、同マニュアルも参考にしつつ、できる限り速やかに協議会が設置されることが望まれる。
なお、国においては、市及び福祉事務所を設置する町村については、遅くとも平成19年度中に協議会を設置するようお願いしているところである。

2 未成年後見人請求の間の親権の代行（第33条の7関係）

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされたこと。

- 現行法上、児童相談所長が公的な立場で未成年後見人となることはできないことから、適切な後見人候補者を見つけることができない一部の事例には、やむを得ず、児童相談所長が、私人の立場として未成年後見人となってきたものが見られる。
- このため、関係者からは、児童相談所長が公的な立場でその職務として後見の事務を行うことができることとする制度の創設が望まれていたことから、今回の改正により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求をした場合、その児童について親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされたところである。
- 本条第2項により児童相談所長が行使しうる親権の内容は、児童福祉法第47条第1項の児童福祉施設の長の親権と同様に、児童の監護教育、居所指定、懲戒、職業許可、財産管理、児童の財産に関する法律行為の代表等であって、一般的に民法が親権を行う者又は後見人に付与している権限を包括的に行使できるものと解される。
ただし、民法第797条の規定により15歳未満の児童に代わり養子縁組の承諾をする場合には、当該児童福祉施設の長の親権と同様に、法律上、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならないものとされている。これは児童の身分の変動は、児童の将来にとって重大なものであること等による。
- なお、児童の生命を脅かすような医療ネグレクト事例への対応については、関係者と協議を行いつつ、
 - ① 児童相談所長による親権喪失宣告の申立て
 - ② 審判前の保全処分として親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立てを行うために必要な書類及び手続のマニュアル化を図ることとしているところである。

3 罰則（第61条の5関係）

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げるものとされたこと。

- 現行制度においては、法第9条の立入調査を正当な理由なく拒否等した場合、30万円以下の罰金に処するものとされていたが、運用上はその活用は図られてこなかったのが実情である。
- 他方、実際の立入調査拒否の事例の中には、悪質な事例も見られることから、今回の改正を契機として、国において、法第9条による立入調査拒否に係る罰則の活用に向けて、告発等が有効かつ円滑に行われるよう、関係省庁と連携してガイドラインの作成等を行うこととしているほか、改正法においても、同立入調査の実効性を担保する観点から、従来の30万円以下の罰金を50万円以下の罰金に引き上げることとされたところである。

（注）今後さらに精査する中で、内容の修正が有り得ることに留意願いたい。

児童虐待の防止等に関する法律及び 児童福祉法の一部を改正する法律要綱

第一 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

一 目的(1条関係)

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとする。

二 国及び地方公共団体の責務等(4条関係)

- 1 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」と、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとする。
- 2 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとする。

三 安全確認義務(8条関係)

市町村、福祉事務所の長及び児童相談所による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとする。

四 出頭要求(8条の2関係)

- 1 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、保護者が1の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

五 再出頭要求(9条の2関係)

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとする。

六 臨検等(9条の3から10条の5まで関係)

- 1 都道府県知事は、保護者が五の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとする。
- 2 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとする。

七 児童虐待を行った保護者に対する指導(11条関係)

児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずる旨を明記するものとする。

八 面会等の制限等(12条から12条の4まで及び17条関係)

- 1 一時保護及び同意施設入所措置の場合にも、強制施設入所措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとする。
- 2 都道府県知事は、強制入所措置の場合において、1により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとする。この命令の違反につき、罰則を設けるものとする。

九 施設入所等の措置の解除(13条関係)

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとする。

十 関係機関等相互の情報提供(13条の3関係)

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市

町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとする。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする。

十一 都道府県児童福祉審議会等への報告(13条の4関係)

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとする。

第二 児童福祉法の一部改正関係

一 要保護児童対策地域協議会(25条の2関係)

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとする。

二 未成年後見人請求の間の親権の代行(33条の7関係)

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。

三 罰則(61条の5関係)

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げるものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行するものとする。

二 検討

- 1 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討

を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律新旧対照表

(傍線部は改正部分)

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

改正案

現行

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互その他関係機関

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互その他関係機関

及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 5 4 略

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであつて、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 略

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げ

及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 5 4 略

5 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 略

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福

る措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

〔出頭要求等〕

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴し

福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

3 前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うよう努めなければならない。

〔新設〕

て出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求めるとする日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事

する職員の出入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の出入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の出入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに

する職員の出入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の出入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第五号の規定を適用する。

[新設]

[新設]

応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3| 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4| 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付